

## 令和7年3月市議会定例会議

# 経済民生常任委員会資料

議案第33号	松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	・・・	2	頁
	・福島市写真美術館条例			
	・福島市古関裕而記念館条例			
	・福島市市民プール条例			
	・福島市飯坂武道場条例			
	・福島市十六沼公園屋根付運動場条例			
	・福島市暴力団排除条例			
議案第18号	令和6年度福島市一般会計補正予算（第10号）	・・・	8	頁
	・特別会計繰出金			
議案第21号	令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号）	・・・	10	頁
議案第23号	令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第4号）	・・・	12	頁

市民・文化スポーツ部

議案第 33 号

## 松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

(議案書 P120～P124)

### 1 条例改正（一部改正）の趣旨

松陵義務教育学校の開校に合わせ、小中学校にかかる定義規定を統一して整理する。

### 2 関係条例

- (1) 福島市写真美術館条例（平成 15 年条例第 14 号）
- (2) 福島市古関裕而記念館条例（昭和 63 年条例第 24 号）
- (3) 福島市市民プール条例（昭和 39 年条例第 49 号）
- (4) 福島市飯坂武道場条例（昭和 53 年条例第 12 号）
- (5) 福島市十六沼公園屋根付運動場条例（平成 28 年条例第 15 号）
- (6) 福島市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）

### 3 条例改正の主な内容

- ・ 料金表などの別表中やその備考欄に記載の「小学生」「中学生」などの字句に対して「別表中、中学生とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学する者をいう。」などの定義を明示化する。
- ・ 学校の種別として、「小学校」「中学校」などの記載に「義務教育学校」を追記する。

### 4 条例施行日

令和 7 年 4 月 1 日施行

5 新旧対照表

(1) 福島市写真美術館条例

改正後				改正前			
別表（第 12 条関係） 1 観覧料				別表（第 12 条関係） 1 観覧料			
区分	使用単位	金額		区分	使用単位	金額	
		個人	団体			個人	団体
一般	1人1回	1,000 円の範囲内でその都度市長が定める額		一般	1人1回	1,000 円の範囲内でその都度市長が定める額	
小・中学生	1人1回	350 円の範囲内でその都度市長が定める額		小・中学生	1人1回	350 円の範囲内でその都度市長が定める額	
備考 1 「団体」とは、20人以上の団体をいう。 2 「小・中学生」とは、 <u>小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に就学する者並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。</u>				備考 「団体」とは、20人以上の団体をいう。			

(2) 福島市古関裕而記念館条例

改正後				改正前			
別表（第10条関係） 1 入館料				別表（第10条関係） 1 入館料			
区分	使用単位	入館料		区分	使用単位	入館料	
		個人	団体			個人	団体
一般	1人1回	300円	240円	一般	1人1回	300円	240円
小・中学生	1人1回	100円	80円	小・中学生	1人1回	100円	80円
備考 1 「団体」とは、20人以上の団体をいう。 2 「小・中学生」とは、 <u>小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に就学する者並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。</u>				備考 「団体」とは、20人以上の団体をいう。			

(3) 福島市市民プール条例

改正後				改正前					
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）					
施設区分	使用区分		使用料	使用料	使用区分		使用料		
福島市中央市民プール	一般使用料	普通券	一般	1人1回 200円	1回の使用は、2時間以内とする。	一般使用料	普通券	一般	1人1回 200円
			高校生	1人1回 100円				高校生	1人1回 100円
			中学生以下	1人1回 60円				中学生以下	1人1回 60円
		回数券	一般	6回券 1,000円			回数券	一般	6回券 1,000円
			高校生	6回券 500円				高校生	6回券 500円
			中学生以下	6回券 300円				中学生以下	6回券 300円
	専用使用料	50メートルプール		1時間につき4,000円	50メートルプール		1時間につき4,000円	50メートルプール	
		50メートルプール1/2		1時間につき2,000円	50メートルプール1/2		1時間につき2,000円	50メートルプール1/2	
		25メートルプール		1時間につき2,000円	25メートルプール		1時間につき2,000円	25メートルプール	
		会議室・談話室		1時間につき 500円	会議室・談話室		1時間につき 500円	会議室・談話室	
附属設備使用料	放送設備		1時間につき 500円	放送設備		1時間につき 500円	放送設備		
	自動審判計時装置		1時間につき1,000円	自動審判計時装置		1時間につき1,000円	自動審判計時装置		
福島市森合市民プール	一般使用料	普通券	一般	1人1回 200円	1回の使用は、2時間以内とする。	一般使用料	普通券	一般	1人1回 200円
			高校生	1人1回 100円				高校生	1人1回 100円
			中学生以下	1人1回 60円				中学生以下	1人1回 60円
		回数券	一般	6回券 1,000円			回数券	一般	6回券 1,000円
			高校生	6回券 500円				高校生	6回券 500円
			中学生以下	6回券 300円				中学生以下	6回券 300円
	専用使用料	50メートルプール		1時間につき4,000円	50メートルプール		1時間につき4,000円	50メートルプール	
		25メートルプール		1時間につき2,000円	25メートルプール		1時間につき2,000円	25メートルプール	

  

<b>備考</b>	<p>1 専用使用者が入場料を徴収する場合の専用使用料は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。</p> <p>2 「中学生」とは、<u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学する者をいう。</u></p>
-----------	---

  

<b>備考</b>	<p>専用使用者が入場料を徴収する場合の専用使用料は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。</p>
-----------	---

(4) 福島市飯坂武道場条例

改正後			改正前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
	使用区分	使用料		使用区分	使用料
個人使用	一般	1時間につき 100円	個人使用	一般	1時間につき 100円
	高校生	1時間につき 60円		高校生	1時間につき 60円
	中学生以下	1時間につき 40円		中学生以下	1時間につき 40円
専用使用	一般	1時間につき 300円	専用使用	一般	1時間につき 300円
	高校生	1時間につき 150円		高校生	1時間につき 150円
	中学生以下	1時間につき 100円		中学生以下	1時間につき 100円
備考			備考		
1 専用使用者が入場料を徴収する場合の専用使用料は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。			専用使用者が入場料を徴収する場合の専用使用料は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。		
2 「中学生」とは、 <u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学する者をいう。</u>					

(5) 福島市十六沼公園屋根付運動場条例

改正後				改正前			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
1 施設の使用料				1 施設の使用料			
	区分	使用単位	使用料		区分	使用単位	使用料
個人使用	一般	1時間	100円	個人使用	一般	1時間	100円
	高校生	1時間	50円		高校生	1時間	50円
	中学生以下	1時間	無料		中学生以下	1時間	無料
専用使用	一般	1時間	1,500円	専用使用	一般	1時間	1,500円
	高校生以下	1時間	500円		高校生以下	1時間	500円
備考				備考			
1 専用使用者が入場料を徴収する場合の専用使用料は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。				専用使用者が入場料を徴収する場合の専用使用料は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。			
2 「中学生」とは、 <u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学する者をいう。</u>							

(6) 福島市暴力団排除条例

改正後	改正前
<p>(少年に対する教育等)</p> <p><b>第13条</b> 市は、市が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、<u>義務教育学校（後期課程に限る。）</u>及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。))において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な行為による被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(少年に対する教育等)</p> <p><b>第13条</b> 市は、市が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。))において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な行為による被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p>

※ ( ) が改正部分

議案第18号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第10号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 12

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明
22諸収入 5雑入 2雑入	1	116,190	116,191	◇雑入 116,190千円 ○雑入 116,190千円  【補正の内容等】 令和5年度分福島県後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う返還金の追加

議案第18号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第10号） 【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P14

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定財源				一般財源
				国 県 支出金	地方債	その他		
3民生費 1社会福祉費 1社会福祉 総務費	1,902,299	22,140	1,924,439	国 5,759 県 26,133	-	-	△9,752	◇特別会計繰出金追加 22,140千円 ○国民健康保険事業費特別会計繰出金 22,140千円 【補正の内容等】 以下の事由により国民健康保険事業費特別会計への繰出金を追加するもの。 ・保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) 31,004千円 国保税軽減世帯の増加等に伴う追加(財源：県3/4・市1/4) ・保険基盤安定繰出金(保険者支援分) 14,162千円 国保税軽減被保険者の増加等に伴う追加(財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・未就学児均等割保険税繰出金 △1,542千円 未就学児の異動等に伴う減額(財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・産前産後保険税繰出金 △1,101千円 対象者数見込の減に伴う減額。(財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・財政安定化支援事業繰出金 △19,458千円 国が示す補正係数の変更に伴う減額 ・国庫支出金等影響額補填繰出金 △925千円 地方単独事業(重度心身障がい者医療費助成制度、子ども医療費助成制度)のうち子ども医療費助成制度に係る減額調整分の廃止に伴う減額
※補正前の額及び計には財務部納税課分(56,864)含む <歳入内訳>(補正予算説明書P10~P11) 16款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険基盤安定負担金(保険者支援分) 7,082 ・未就学児均等割保険税負担金 △772 ・産前産後保険税負担金 △551 17款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費県負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険基盤安定負担金(保険税軽減分) 23,253 ・保険基盤安定負担金(保険者支援分) 3,540 ・未就学児均等割保険税負担金 △385 ・産前産後保険税負担金 △275 ※財源は右記のとおり								

議案第21号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 38

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明																																																																
6繰入金 1一般会計 繰入金 1一般会計 繰入金	1,977,299	22,140	1,999,439	・国民健康保険事業費特別会計繰出金（一般会計）の追加に伴う追加 (単位：千円)																																																																
※補正前の額及び計には財務部納税課分（56,864）含む				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)</td> <td>709,835</td> <td>31,004</td> <td>740,839</td> </tr> <tr> <td>2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)</td> <td>399,151</td> <td>14,162</td> <td>413,313</td> </tr> <tr> <td>3未就学児均等割保険税繰入金</td> <td>8,201</td> <td>△1,542</td> <td>6,659</td> </tr> <tr> <td>4職員給与費等繰入金 (国保年金課分)</td> <td>392,101</td> <td>-</td> <td>392,101</td> </tr> <tr> <td>(納税課分)</td> <td>335,237</td> <td>-</td> <td>335,237</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,864</td> <td>-</td> <td>56,864</td> </tr> <tr> <td>5産前産後保険税繰入金</td> <td>2,818</td> <td>△1,101</td> <td>1,717</td> </tr> <tr> <td>6出産育児一時金繰入金</td> <td>35,000</td> <td>-</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td>7財政安定化支援事業繰入金</td> <td>191,536</td> <td>△19,458</td> <td>172,078</td> </tr> <tr> <td>8その他一般会計繰入金</td> <td>238,657</td> <td>△925</td> <td>237,732</td> </tr> <tr> <td>・子ども医療費等繰入金</td> <td>75,000</td> <td>-</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金等影響額補填繰入金</td> <td>163,657</td> <td>△925</td> <td>162,732</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,977,299</td> <td>22,140</td> <td>1,999,439</td> </tr> <tr> <td>(国保年金課分)</td> <td>1,920,435</td> <td>22,140</td> <td>1,942,575</td> </tr> <tr> <td>(納税課分)</td> <td>56,864</td> <td>-</td> <td>56,864</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補正前の額	補正額	計	1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	709,835	31,004	740,839	2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	399,151	14,162	413,313	3未就学児均等割保険税繰入金	8,201	△1,542	6,659	4職員給与費等繰入金 (国保年金課分)	392,101	-	392,101	(納税課分)	335,237	-	335,237		56,864	-	56,864	5産前産後保険税繰入金	2,818	△1,101	1,717	6出産育児一時金繰入金	35,000	-	35,000	7財政安定化支援事業繰入金	191,536	△19,458	172,078	8その他一般会計繰入金	238,657	△925	237,732	・子ども医療費等繰入金	75,000	-	75,000	・国庫支出金等影響額補填繰入金	163,657	△925	162,732	合計	1,977,299	22,140	1,999,439	(国保年金課分)	1,920,435	22,140	1,942,575	(納税課分)	56,864	-	56,864
区分	補正前の額	補正額	計																																																																	
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	709,835	31,004	740,839																																																																	
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	399,151	14,162	413,313																																																																	
3未就学児均等割保険税繰入金	8,201	△1,542	6,659																																																																	
4職員給与費等繰入金 (国保年金課分)	392,101	-	392,101																																																																	
(納税課分)	335,237	-	335,237																																																																	
	56,864	-	56,864																																																																	
5産前産後保険税繰入金	2,818	△1,101	1,717																																																																	
6出産育児一時金繰入金	35,000	-	35,000																																																																	
7財政安定化支援事業繰入金	191,536	△19,458	172,078																																																																	
8その他一般会計繰入金	238,657	△925	237,732																																																																	
・子ども医療費等繰入金	75,000	-	75,000																																																																	
・国庫支出金等影響額補填繰入金	163,657	△925	162,732																																																																	
合計	1,977,299	22,140	1,999,439																																																																	
(国保年金課分)	1,920,435	22,140	1,942,575																																																																	
(納税課分)	56,864	-	56,864																																																																	

議案第21号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号） 【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P 40 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
2保険給付費 1療養諸費 1療養給付費	13,298,166	1,049,450	14,347,616	県1,049,450	-	-	-	◇療養給付費追加 1,049,450千円 ○療養給付費 1,049,450千円  【補正の内容等】 医療費が増加傾向にあり、被保険者に係る療養の給付に要する費用の不足が見込まれるため、不足分を追加するもの。
5基金積立金 1基金積立金 1基金積立金	201	484	685	-	-	484	-	◇国民健康保険財政調整基金利子追加 484千円 ○国民健康保険財政調整基金利子 484千円  【補正の内容等】 基金積立金に係る利率の引き上げに伴い、不足分を追加するもの。
8予備費 1予備費 1予備費	50,000	22,140	72,140	-	-	-	22,140	◇予備費調整計上 22,140千円 ○予備費 22,140千円  【補正の内容等】 歳入歳出差引超過額を予備費に調整計上するもの。

議案第23号 令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第4号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 50

款項目	補正前の額	補正額	計	説明																							
1後期高齢者医療保険料	3,374,778	116,074	3,490,852	◇収入見込みによる後期高齢者医療保険料の増額 (単位：千円)																							
1後期高齢者医療保険料																											
1後期高齢者医療保険料																											
1後期高齢者医療保険料																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">後期高齢者医療保険料</td> <td>3,374,778</td> <td>116,074</td> <td>3,490,852</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td>現年度分特別徴収保険料</td> <td>2,180,040</td> <td>37,781</td> <td>2,217,821</td> </tr> <tr> <td>現年度分普通徴収保険料</td> <td>1,184,738</td> <td>78,293</td> <td>1,263,031</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分普通徴収保険料</td> <td>10,000</td> <td>-</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		補正前の額	補正額	計	後期高齢者医療保険料		3,374,778	116,074	3,490,852	内 訳	現年度分特別徴収保険料	2,180,040	37,781	2,217,821	現年度分普通徴収保険料	1,184,738	78,293	1,263,031	滞納繰越分普通徴収保険料	10,000	-	10,000
区 分		補正前の額	補正額	計																							
後期高齢者医療保険料		3,374,778	116,074	3,490,852																							
内 訳	現年度分特別徴収保険料	2,180,040	37,781	2,217,821																							
	現年度分普通徴収保険料	1,184,738	78,293	1,263,031																							
	滞納繰越分普通徴収保険料	10,000	-	10,000																							

<歳出> 補正予算説明書 P 51

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
2後期高齢者医療広域連合納付金	4,167,766	116,074	4,283,840	-	-	-	116,074	◇保険料納付金 116,074千円 ○後期高齢者医療保険料納付金 116,074千円  【補正の内容等】 保険料の収入見込みによる広域連合への納付金の増額
1後期高齢者医療広域連合納付金								
1後期高齢者医療広域連合納付金								